五の三　市長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又は社会福祉法に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）を管理する町村長	児童福祉法による同法第二十二条第一項の助産施設における助産又は同法第二十三条第一項の母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五の四　指定都市若しくは中核市（地方自治法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市をいう。以下同じ。）又は児童相談所を設置する市（以下「児童相談所設置市」という。）の長	児童福祉法による同法第六条の四第一項の里親の認定若しくは同条第二項の養育里親の登録、同法第二十条第二項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費等若しくは同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費若しくは同法第二十四条の二十第一項の障害児入所医療費に関する事務のうち、同法第三十三条の十第一項の費用の徴収若しくは同条第五項の四第一項の支払命令に関する事務のうち、同法第五十一条の二の五の事業並びに生活保護法第七十条の六第一項の生活困窮者自立相談支援事業及び同法第七十条の七第一項の就労準備支援事業の実施若しくは同法第七十条の八第一項の認定、同法第七十条の九第一項の費用の支払命令若しくは同法第七十条の十第一項の規定により指定都市若しくは中核市の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
五の五　市長又は福祉事務所を管理する町村長	児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による同法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五の六　市町村長その他の執行機関	児童手当法による同法第八条第一項（同法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の児童手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五の七　市町村長	母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）による同法第十七条又は第三十三条第一項の便宜の供与に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五の八　市長又は福祉事務所を管理する町村長	母子及び寡婦福祉法による同法第三十一条の母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五の九　指定都市又は中核市の長	母子及び寡婦福祉法による同法第十三条第一項（同法第三十二条第一項において準用する場合を含む。）又は同法附則第三条第一項若しくは第六条第一項の資金の貸付けに関する事務のうち、同法第四十六条の規定により指定都市又は中核市の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
五の十　市町村長	母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）による同法第十条の保健指導、同法第十一条、第十七条第一項若しくは第十二条若しくは第十八条の届出、第十三条の健康診査、同法第十五条若しくは第十六条第一項の母子健康手帳の交付、同法第二十条第一項の養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は同法第二十一条の四第一項の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五の十一　市長又は福祉事務所を管理する町村長	生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による同法第十九条第一項の保護の決定及び実施、同法第六十三条の保護に要する費用の返還又は同法第七十七条第一項若しくは第七十八条の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの

五の十二　町村長（福祉事務所を管理する町村長を除く。）	生活保護法による同法第二十四条第六項の申請の経由に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五の十三　市町村長	災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による同法第二条の救助又は同法第二十九条の支給に関する事務のうち、同法第三十条第一項の規定により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
五の十四　市町村長	一　身体障害者福祉法による同法第十八条の障害福祉サービスの提供、障害者支援施設等への入所等の措置又は同法第三十八条第一項の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの 二　身体障害者福祉法による同法第十五条第四項の身体障害者手帳の交付に関する事務のうち、同条第十項の規定に基づく政令により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
五の十五　指定都市又は中核市の長	身体障害者福祉法による同法第十五条第四項の身体障害者手帳の交付に関する事務のうち、同法第四十三条の二の規定により指定都市又は中核市の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
五の十六　指定都市の長	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）による同法第五十一条の二十第一項若しくは第二十九条の二第一項の診察、同法第二十九条第一項若しくは第二十九条の二第一項の入院措置、同法第三十一条の費用の徴収、同法第三十八条の四の精神障害者保健福祉手帳の交付又は同法第四十五条第二項の規定により指定都市の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
五の十七　市町村長（指定都市の長を除く。）	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による同法第四十五条第二項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務のうち、同条第六項の規定に基づく政令により市町村長が行うこととされているものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
五の十八　市町村長	知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）による同法第十五条の四の障害福祉サービスの提供、同法第十六条第一項第二号の障害者支援施設等への入所等の措置又は同法第二十七条の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五の十九　市長又は福祉事務所を管理する町村長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による同法第十七条の障害児福祉手当若しくは同法第二十六条の二の特別障害者手当の支給又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）による同法附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの